

プロジェクト **IFRS 解釈指針委員会**項目 **【審議事項】他の企業の義務に対して発行する保証****I. 本資料の目的**

1. 本資料は、2024 年 9 月の IFRS 解釈指針委員会（以下「IFRS-IC」という。）において議論された「他の企業の義務に対して発行する保証」に関するアジェンダ・ペーパー（以下「AP」という。）及びアジェンダ決定案の概要、並びに議論の内容をご説明し、当専門委員会の対応についてご意見をいただくことを目的としている。
2. なお、アジェンダ決定（案）の仮訳を本資料Ⅲにお示ししている。

II. AP 及びアジェンダ決定案の概要等**事実パターン**

3. IFRS-IC は、企業が共同支配企業の義務に対して発行する保証契約をどのように会計処理するかについての要望書を受領した。
4. 事実パターンの概要は次のとおりである。次の事実パターンの概要に共通した前提として、ある企業（企業 A）は、ジョイント・ベンチャー（企業 JV）の義務に対して保証を発行している。（AP 第 5 項から第 7 項、及び付録 B）

(1) 事実パターン 1

企業 JV は、顧客との間で、将来の特定の時期にサービスを提供する契約を締結する。企業 JV は銀行と別の契約を結び、銀行は企業 JV に代わって顧客に保証を提供する。企業 JV が顧客との契約上の義務を果たせなかった場合、銀行は次の通りになる。

- ① 銀行は保証に基づき、顧客に支払を行う必要がある。
- ② 銀行は、企業 JV に補償を求める権利を有する。

企業 A は企業 JV のために銀行に対して保証を提供する。企業 JV が銀行に補償できない場合、銀行は代わりに企業 A に補償を求める権利を持つ。

(2) 事実パターン 2

企業 JV は、顧客との間で、将来の特定の時期にサービスを提供する契約を締結している。この契約では、企業 JV が顧客に対する契約上の義務を合意通りに履行できなかった場合、企業 JV は顧客に対して違約金を支払う義務を負うことが規定されている。

企業 A は、企業 JV に代わって顧客に次のような保証を提供する。

- ① 企業 JV は、合意された通りに顧客との契約上の義務を果たす。
- ② 企業 JV が契約上の義務を果たさなかった場合、企業 JV は顧客に違約金を支払う義務を負う。企業 JV が違約金を支払うことができない場合、企業 A が代わりに違約金を支払う。
- ③ 企業 A は、保証された義務に関連するあらゆる費用、損失、債務を顧客に補償する。

(3) 事実パターン 3

企業 JV は建設プロジェクトに関与している。プロジェクト期間中に一定のマイルストーンに達すると、企業 JV は次の契約上の義務を負う。

- ① 第三者へのボーナスを支払う。
- ② プロジェクトのコンソーシアムに融資と出資を行う。

企業 A は、企業 JV がこれらの契約上の義務のいずれかを履行できない場合に企業 A がこれらの義務に係る支払いを行うことを要求されるような保証を提供している。

5. また、この要望書には、企業 JV が契約上の義務を果たさない場合の別の状況も記載されている。

- (1) 企業 A は、(企業 JV が違約金を支払うことができるかどうかにかかわらず) 直ちに違約金を支払う義務を負い、かつ
- (2) 企業 A は企業 JV に補償を求める権利を有する。

要望書は、このような代替的な状況において、企業 A は、上記の 3 つの事実パターンのそれぞれにおいて、当該保証について異なる会計処理を行うかどうかを尋ねている。

6. ここで、第4項及び第5項の事実パターンにおける保証の会計処理について、要望書では次の見解が示されている。(付録Bの見解1、1A及び1B並びに見解2)

(1)見解1：IFRS第9号「金融商品」(以下「IFRS第9号」という。)に基づく金融保証契約ではない。このような企業保証契約は、IAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」(以下「IAS第37号」という。)に従って偶発債務として会計処理すべきであるとする意見がある一方、事象1および事象2のような保証契約は、IFRS第17号「保険契約」(以下「IFRS第17号」という。)に従って保険契約として会計処理すべきであるとする意見もある。

見解1A：事象1、事象2及び事象3について、IAS第37号に従い、偶発債務として会計処理すべきである。

見解1B：事象1および事象2に記載されている保証契約は、IFRS第17号に従って保険契約として会計処理されるべきである。

(2)見解2：すべての事象について、IFRS第9号に従って金融保証契約として会計処理すべきである。

IASB スタッフの分析及び提案

7. 基準設定プロジェクトを作業計画に加えるかどうかの判断に際しては、IFRS財団「デュー・プロセス・ハンドブック」第5.16項に規定される規準を考慮する。次項以降において、同項に規定される規準を満たしているかについてのIASBスタッフの分析及びその結果を示す。
8. まず、IFRS財団「デュー・プロセス・ハンドブック」第5.16項(a)に含まれる一つの規準である「当該事項は広がりのある影響を有し、影響を受ける人々に重要性のある影響を有しているか又は有すると見込まれる。」について、IASBが利害関係者に対して行った情報要請への回答結果は、いくつかの法域及び業種において、重要な影響を及ぼすか、又は及ぼすと予想される広範囲に実務の多様性があることを示唆している。このため、IASBスタッフは、本件が当該規準を満たしていると判断した(AP第21項から第23項)。
9. 次に、IFRS財団「デュー・プロセス・ハンドブック」第5.16項(b)に含まれる二つの規準である「財務報告を改善するために、IFRS(会計)基準の要求事項を追加又は変更することが必要である。すなわち、(会計)基準における原則及び要求事項が、企業が要求される会計処理を決定するための適切な基礎を提供していない。」

を満たしているかについて、IASB スタッフは分析を行った（AP 第 25 項から第 38 項）。

10. 本資料第 9 項の分析に際して、IASB スタッフは要望書に記載の質問について次の事項に焦点を当てて分析を行った。
 - (1) 保証に適用される IFRS 会計基準の適用範囲に関する要件及びその適用範囲に関する要件が評価される順序
 - (2) 契約上の保証（法定または法的根拠に基づく保証ではない）、これは要望書に保証が契約上のものとして記載されていることに基づいている
 - (3) 保証一般、すなわちジョイント・ベンチャーの義務に対して発行されたものに限らない
11. 本資料第 9 項に記載の分析に基づいて IASB スタッフが出した結論は、本資料第 12 項から第 15 項のとおりである。
12. 提出された事実パターンは非常に個別性が高く、特定の事実や状況における小さな、あるいは微妙な差異のように見えるものも、企業が発行した保証の会計処理方法を決定する際に結論を変える可能性があることから、会計処理の決定には、保証の明示的または暗示的なすべての条件を分析することが必要である。
13. よって、IASB スタッフは、IFRS-IC が提出された事実パターンに記述された保証が IFRS 第 9 号を適用して金融保証契約として会計処理されるか、または IFRS の会計基準の他の要件を適用して会計処理されるかについて結論を出すことは不適切であると考えた。そして、提出された事実パターンに関する IFRS-IC の結論をもし出したならば次の通りになると考える。
 - (1) 提出された事実パターンに関する IFRS-IC の結論は異なる事実や状況に直面する世界中の利害関係者にとってほとんど利益をもたらさず、さらに、それらの利害関係者はその結論に不適切な類推を行う可能性がある。
 - (2) 提出された事実パターンに関する IFRS-IC の結論は IFRS 会計基準において原則主義に基づく枠組みが適用される際に求められる適切な判断の使用を、意図せず損なう可能性がある。
14. 本資料第 9 項（AP 第 25 項から第 38 項）の分析に基づき、企業が発行する保証に適用される国際財務報告基準(IFRS)の会計基準を決定するにあたり、次のとおりであると判断した。

- (1) 企業が発行する保証の会計処理は、保証の条件に基づくものであり、保証を発行する企業の種類に基づくものではない。
 - (2) 企業が、保証が IFRS 第 9 号の適用範囲における金融保証契約、IFRS 第 17 号の適用範囲における保険契約、または IFRS 会計基準(IFRS 第 9 号、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」(以下「IFRS 第 15 号」という。)、IAS 第 37 号を含む)の他の要件の適用範囲のいずれに該当するかを判断する際に、判断が適用される。
15. したがって、IFRS 会計基準の原則及び要求事項は、企業が発行する保証にどの IFRS 会計基準を適用するかを決定するための適切な基礎を提供しており、IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」の第 5.16 項(b)に含まれる規準は満たされていない。
16. これらの IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」第 5.16 項の作業計画規準の評価に基づき、IASB スタッフは、IFRS-IC が基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを提案した。その代わりに、IFRS-IC が、企業が発行する保証の会計処理において考慮する IFRS 会計基準を特定するアジェンダ決定案を公表することを提案した。

2024 年 9 月の IFRS-IC 会議における議論

17. 前項の IASB スタッフの分析、並びに AP で示されたアジェンダ決定案の文言に対して、一部の IFRS-IC 委員からコメントが寄せられた。主な内容は次のとおり。
- (1) 提出された事実パターンに対して回答するのではなく、どのような順序で IFRS 会計基準を適用するかを明らかにするアプローチに賛成である。
 - (2) アジェンダ決定案の文案について、負債性金融商品が IFRS 会計基準の中で定義されておらず、保証が金融保証として会計処理されるかについて、その定義の解釈に関して実務に多様性が生じていること、および IFRS 会計基準の適用に関する判断と事実パターンに基づく適用の判断の二つの判断が必要であることなどへの言及を検討すべきである。
 - (3) IFRS 会計基準の適用の順序についてはフローチャートの形で示すことが関係者にとって有用になると思われる。
18. 最終的に、出席した委員 14 名中全員の賛成により、AP で示されたアジェンダ決定案の記載を一部修正のうえ（本資料Ⅲのとおり）、本件を基準設定プロジェクトに追加しないことが決定された。

Ⅲ. 2024年9月のIFRIC Updateのアジェンダ決定(案)(仮訳)

他の企業の義務に対して発行する保証

2024年11月18日までコメントを募集

委員会は、企業が自らの発行する保証をどのように会計処理するのかに関する要望書を受け取った。

要望書は企業の個別財務諸表の文脈で3つの事実パターンを記述していた。その事実パターンでは、企業は共同支配企業の義務についていくつかの種類の契約上の保証を発行する。これらの事実パターンには、共同支配企業がサービス契約又はパートナーシップ契約に基づく契約上の義務を履行することができず、期限到来時に支払を行うことができない場合に、企業が銀行、顧客又はその他の第三者に対する支払を行う状況が含まれている。

要望書は、発行された保証がIFRS第9号「金融商品」に従って会計処理すべき金融保証契約であるかどうか、及び、そうでない場合に、他のどのIFRS会計基準書がこれらの保証に適用されるのかを質問していた。

委員会が[現在までに]収集した証拠では、実務上、企業は共同支配企業及びその他の企業(関連会社、子会社又は第三者など)の義務についての保証を発行しており、それらの保証は多様な契約条件を有していることが示された。委員会は、発行された保証の会計処理に関する疑問点が企業の個別財務諸表と連結財務諸表の両方の文脈で生じていることを観察した。

発行された保証にどのIFRS会計基準書が適用されるか

保証の契約条件の分析

保証は多くの方法で発生するか又は発行される可能性があり、影響を受ける当事者にさまざまな権利及び義務を移転する場合がある。IFRS会計基準は「保証」を定義しておらず、すべての保証に適用される単一の会計基準書はない。

企業が自らの発行する保証を会計処理するのは、IFRS会計基準の要求事項（範囲を定める要求事項を含む）に基づいてであり、企業の事業活動の性質に基づいてではない。企業は自らの発行する保証にどのIFRS会計基準書が適用されるのかを決定するにあたり判断を適用する。当該判断を行うにあたり、企業は当該保証のすべての契約条件（明示的であれ黙示的であれ）を分析することを要求される。ただし、それらの契約条件に実質がない場合は除く。

当該保証は金融保証契約か

IFRS第9号、IFRS第17号「保険契約」、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」及びIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」における範囲を定める要求事項に基づいて、企業は最初に、自らが発行する保証が「金融保証契約」であるかどうかを検討する。「金融保証契約」は、IFRS第9号において「特定の債務者が負債性金融商品の当初又は変更後の条件に従った期日の到来時に所定の支払を行わないことにより保証契約保有者に発生する損失を、当該保有者に対し補償することを契約発行者に要求する契約」と定義されている。金融保証契約の定義における「負債性金融商品」という用語はIFRS会計基準において定義されていない。委員会は、「負債性金融商品」という用語の意味の解釈において実務に不統一があるという情報を受けた。

IFRS第9号の第2.1項(e)(iii)及びIFRS第17号の第7項(e)は、金融保証契約はIFRS第9号（並びにIAS第32号「金融商品：表示」及びIFRS第7号「金融商品：開示」）の範囲に含まれるが1つの例外があると述べている。発行者が以前にこのような金融保証契約を保険契約とみなしていると明示的に主張していて、保険契約に適用される会計処理を用いていた場合には、発行者はIFRS第9号（並びにIAS第32号及びIFRS第7号）又はIFRS第17号のいずれかを適用することを選択できる。IFRS第9号の2.1項(e)(iii)は、「発行者は契約ごとにその適用を選択できるが、個々の契約に対する適用方針の選択は取消不能である」と述べている。

当該保証は保険契約か

企業が自らの発行する保証が金融保証契約ではないと結論を下す場合には、企業は当該保証が保険契約であるかどうかを検討する。IFRS第17号は、発行する企業の種類を問わず、すべての保険契約に適用される。

企業は、IFRS第17号の第3項から第13項における範囲を定める要求事項及び「保険契約」の定義を考慮する。IFRS第17号は、「保険契約」を「一方の当事者（発行者）が、他方の当事者（保険契約者）から、所定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利な影響を与えた場合に保険契約者に補償することに同意することによ

り、重大な保険リスクを引き受ける契約」と定義している。IFRS第17号は、「保険リスク」を「金融リスク以外で、契約の保有者から発行者に移転されるリスク」と定義している。「保険契約」及び「保険リスク」の定義についてのより詳細な適用指針は、当該基準書のB2項からB30項に示されている。

一部の契約は保険契約の定義を満たすが、企業はそれらの契約にIFRS第17号を適用するかどうかを選択することが認められる。IFRS第17号の第8項から第8A項は次のことを示している。

- a. 契約の主目的が定額報酬でのサービスの提供である（かつ、IFRS第17号の第8項に示されている条件のすべてが満たされる）場合には、企業は当該契約にIFRS第15号又はIFRS第17号のいずれかを適用することを選択できる。企業はその選択を契約ごとに行うことができるが、それぞれの契約についての選択は取消不能である。
- b. 契約が、保険事故に対する補償を当該契約によって生じる保険契約者の義務を決済するために要する金額に限定している場合には、企業は当該契約にIFRS第9号又はIFRS第17号のいずれかを適用することを選択しなければならない。企業は当該選択を保険契約ポートフォリオのそれぞれについて行わなければならない。各ポートフォリオについての選択は取消不能である。

適用される可能性のあるIFRS会計基準の他の要求事項

企業が、自らの発行する保証が金融保証契約でも保険契約でもない結論を下す場合には、企業は当該補償を会計処理する方法を決定するためにIFRS会計基準の他の要求事項を考慮する。これらの要求事項には次のものが含まれる。

- a. IFRS第9号 — 当該保証はIFRS第9号の範囲に含まれる可能性がある。その理由は、ローン・コミットメント（IFRS第9号の2.3項）、デリバティブ（IFRS第9号の付録A）、又は他の形でIAS第32号で定義されている金融負債の定義を満たすことである。
- b. IFRS第15号 — 当該保証の相手方が顧客であり、当該保証が他のIFRS会計基準書の範囲に含まれない場合には、IFRS第15号が適用される可能性がある（IFRS第15号の第5項から第8項）。
- c. IAS第37号 — この基準書が適用されるのは、当該保証が他のIFRS会計基準書の範囲に含まれない引当金、偶発負債又は偶発資産を生じさせる場合のみである（IAS第37号の第5項）。

結 論

委員会は、企業が自らの発行する保証を会計処理するのは、IFRS会計基準の要求事項（範囲を定める要求事項を含む）に基づいてであり、企業の事業活動の性質に基づいてではないと考えた。企業は、自らが発行する保証にどのIFRS会計基準書が適用されるのかの決定にあたって、また、具体的な事実及び状況並びに保証契約の契約条件の検討にあたって、判断を適用する。

委員会は、国際会計基準審議会（IASB）が2024年4月の会議で、金融保証契約の定義における「負債性金融商品」という用語の解釈における実務の不統一について議論したことに留意した。IASBは、今回のアジェンダ協議において、金融保証契約に関するより幅広い適用上の疑問点（金融保証契約の定義における「負債性金融商品」という用語の意味に関する疑問点を含む）を検討することを決定した。したがって、委員会は、企業は保証が金融保証契約として会計処理されるかどうかを決定する際に「負債性金融商品」という用語の意味を解釈するにあたって判断を適用すると結論を下した。

IFRS会計基準における範囲を定める要求事項に関して、委員会は、IFRS会計基準における諸原則及び要求事項が、企業が発行する保証を会計処理する方法を企業が決定するための適切な基礎を提供していると結論を下した。

したがって、委員会は基準設定プロジェクトを作業計画に追加しないことを [決定した]。

以 上